

薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二类医薬品の一部を改正する件 新旧対照表

○薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二类医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第二百二十号）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>無機薬品及び有機薬品</p> <p>一～二十五 (略)</p> <p>二十六 ニコチン。ただし、貼付剤を除く。</p> <p>二十七～三十四 (略)</p> <p>三十五 フラボキサート</p> <p>三十六～五十 (略)</p>	<p>無機薬品及び有機薬品</p> <p>一～二十五 (略)</p> <p>二十六 ニコチン</p> <p>二十七～三十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三十五～四十九 (略)</p>